

資格取得に伴う助成金手続きの流れ

◆対象者 帯広市、中札内村、更別村、大樹町、広尾町にお住いの短期特例被保険者

1. 指定教育訓練実施計画承認申請書の提出

①教習科目、教習機関、日程などを決めてからの手続きになります。



協議会指定の教習機関に限定されるため、事前に協議会にご確認ください。

②申請書の提出は、教育機関での受講前に受講者ご本人が申請をお願いします。
受講が終了してからの申請は認められません。

【申請に必要なもの】

- 季節労働者の証明書類
 - ◎現在、季節雇用で働いている方
雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）・雇用保険被保険者証
(取得時被保険者種類が「3」のもの)
 - ◎季節雇用で働いていて離職した方
雇用保険被保険者離職票（1・2）または**雇用保険特例受給資格者証**
(取得時被保険者種類が「3」、離職年月日が令和3年4月1日以降であること)
 - ◎直前の離職が一般被保険者（高年齢被保険者も含む）で、その離職に係る雇用保険の受給資格がなく、かつ前々職が季節雇用であった方
(前々職の離職が令和3年4月1日以降であること)
前職の雇用保険被保険者離職票
と**前々職の雇用保険特例受給資格者証**又は**雇用保険被保険者離職票（1・2）**
- 料金表（料金の内訳が分かるもの）
- 印鑑（シャチハタ不可）

2. 助成金交付申請書の提出

資格取得後1ヶ月以内（最終は令和5年3月17日まで）に申請をお願いします。
1ヶ月を過ぎたものについて助成金の交付はできません。

【申請に必要なもの】

- 交付された免許証又は修了証
- 領収証（宛名がご本人の名前のもの）及び料金内訳が分かるもの
- 金融機関の通帳（ご本人名義）
- 印鑑（シャチハタ不可）

ご不明な点は、

帯広・南十勝通年雇用促進協議会（☎0155-24-9000）までお問合せ下さい。

お申込み・申請手続きの際は、電話にて連絡のうえお越しください。